

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

平成23年7月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合多賀城店
多賀城市中央三丁目11番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
みやぎ生活協同組合 専務理事 宮本 弘
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) T字路交差点内に駐車場の出入口があり，事故誘発の可能性があるため，出入りの際は安全に留意して通行するよう，駐車場の利用者へ周知願います。
 - (2) 不法投棄やポイ捨てなどの防止対策を講ずるよう願います。
- 4 地域住民等の意見の概要
意見なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- 6 縦覧期間
平成23年7月1日から平成23年8月1日まで（ただし，閉庁日を除く。）